

平成30年度版

農業を始めてみませんか



岡崎市経済振興部農務課
幸田町環境経済部産業振興課

～ 農業に関心のある方々へ ～

農業に興味のある方、農業を始めようと思っている方、少しでも農業にかかわりを持ちたい方、その他どなたでもお気軽にご相談ください。

▪ 就農相談窓口（P 1）

農業を始めたいとお考えの方を応援します。「何から始めたらいいかわからない」、「どこに相談すればいいのか」など、いろいろなお悩みがあるでしょう。お気軽にお声をかけてください。

▪ 農地の売買・貸借（P 2～4）

農業を始めるには「農業を行なう土地」が必要です。どうしたら土地の確保ができるのでしょうか。

▪ 農業に関する研修（P 5～7）

農業が初めてという方々にとって、農業に関する知識や技術の習得は不可欠です。経験者やメディアからの情報も重要ですが、実際に土に触れて学びましょう。

▪ 新規就農に関する支援制度（P 8・9）

農業研修を受けようとする方、新たに就農された方に国及び岡崎市・幸田町より支援があります。

▪ 農業経営モデル（P 10～12）

農業所得250万円を目安とし、作目別の農業経営モデルを掲載しています。

▪ 農産物の販売（P 13）

農業を続けてみると立派な野菜ができました。地域の方や子供たちに提供したい、販売してみたいとお考えでしょうか。



就農相談窓口

農業を始めたい方、ゼロからのスタートなので何も分からない方、定年退職後のセカンドライフとして農業に関心がある方、まずはどんなことでもご相談ください。また、愛知県の相談窓口などの情報を紹介します。

1 岡崎市・幸田町の就農相談窓口

新規就農に関する総合的な支援窓口を開設していますので、お気軽にご相談ください。

○ 岡崎市経済振興部農務課

岡崎市十王町二丁目9（西庁舎地下1階）TEL0564-23-6344

○ 幸田町環境経済部産業振興課

幸田町大字菱池字元林1-1（幸田町役場2階）TEL0564-63-5121

2 愛知県の就農相談窓口

愛知県では、新規に農業を始めたい方々のためにさまざまな支援対策を行っています。農業に関心のある方はお気軽にご相談ください。

(1) 定年後の就農を目指すあなたへ

定年退職後に農業を始めようと考えている方の相談に応じています。最寄りの相談窓口として、西三河農起業支援センターがあります。

○ 西三河農起業支援センター

（愛知県西三河農林水産事務所農業改良普及課）

安城市池浦町境目1 TEL0566-76-2400

(2) 愛知県の新規就農支援情報

愛知県内で新規就農し、生計を立てようとしている方に役立つ情報を「愛知県の新規就農支援情報」で掲載しています。

(<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/nogyo-keiei/0000049771.html>)

最寄りの相談窓口として、下記でさまざまなご相談にお答えしています。

○ 西三河農起業支援センター

（愛知県西三河農林水産事務所農業改良普及課）

安城市池浦町境目1 TEL0566-76-2400

○ 岡崎駐在室

岡崎市美合町字並松1-2 TEL0564-53-1552

(3) 愛知県新規就農相談センター

新規就農希望者に対する相談、農地の貸借・取得に関する情報を提供しています。公式ホームページをご覧ください。

(<http://www.nougyoukaigi.or.jp/gyomu/syunou/index.html>)

○ 一般社団法人 愛知県農業会議

名古屋市中区三の丸2-6-1（県三の丸庁舎内）

TEL052-962-2841

農地の売買・貸借

これから本格的に農業を始めようとする方、農業をやってみたいとお考えの方、そのような方々が耕作をするために必要な農地を買ったり、借りたりするには、どのような方法や手続きがあるのかをご紹介します。

1 農地とは

農地とは、耕作（土地に労費をかけて肥培管理を行って作物を栽培すること）の目的に供される土地をいいます。田、畑、果樹園などが典型的な農地です。いつでも耕作できる状態の耕作放棄地や遊休農地も農地です。

2 方法・手続き

(1) 農地法3条の許可を受ける方法

ア 農地を買ったり借りたりする場合には、当事者間での売買契約や賃貸借契約のみでは足りず、農地法に基づいて農業委員会の許可を受ける必要があります。許可を受けないと農地に対する所有権や賃借権の取得はできません。

イ 農地法による許可制度の趣旨は、投機目的や農業以外の使用を前提とした農地取得を制限することにより、農業生産力の維持増進を図り、食料の安定供給を確保することにあります。

ウ 岡崎市内の農地の権利を取得しようとする場合は岡崎市農業委員会、幸田町内の農地の権利を取得しようとする場合は幸田町農業委員会の許可を受けることが必要です。

エ 許可されない基準について主なものは次のとおりです。これらのいずれかに該当するときは許可されません。

- ① 所有権者以外に耕作を行う者がいる農地の所有権を別の者が取得しようとする場合
- ② 権利を取得しようとする者が、権利の取得後に権利を有するすべての農地を耕作すると認められない場合
- ③ 農地所有適格法人以外の法人が所有権を取得しようとする場合（解除条件付き使用貸借権及び賃貸借権に限る。）
- ④ 権利を取得しようとする者が、農作業に常時従事すると認められない場合（常時従事とは年間150日以上をいいますが、作業効率や作付作物によってはこれを下回る場合などもあります）
- ⑤ 権利取得後の経営農地面積が基準を満たさない場合（岡崎市・幸田町では30a以上が必要です（旧額田町地域の場合は20a））
- ⑥ 権利を取得しようとする者の、農業経営の状況、居住地から取得しようとする農地までの距離などから、農地を効率的に利用して耕作すると認められない場合

オ 権利を取得しようとする農地が見つからない場合は、岡崎市農業委員会、幸田町農業委員会、あいち三河農業協同組合にご相談ください。

(2) 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画による方法

- ア 岡崎市・幸田町は、農地の売り手及び買い手、貸し手及び借り手の申し出を受け、調整が整った場合に農用地利用集積計画を作成します。計画は権利の設定若しくは移転に係る内容を記載し、農業委員会の決定を経て公告します。公告が終わると計画の内容に従って権利の効果が生じます。
- イ この制度の趣旨は、農地法による画一的な規制ではなく地域の自主的な土地利用調整を尊重し、適正かつ迅速な農地の流動を促進し、効率的かつ安定的な農業経営の育成を目指すことにあります。
- ウ 権利を取得しようとする者の要件は農地法の基準（上記(1)エ）に準じますが、農業関連学校や農業関係研修等を了している新規就農者については、下限面積（上記(1)エ⑤）が10a以上と緩和されます（幸田町は下限面積なし）。
- エ 耕作したい農地をお探しの場合は、岡崎市農務課、岡崎市農業委員会、幸田町産業振興課、幸田町農業委員会、あいち三河農業協同組合にご相談ください。

(3) 市民農園・ふれあい（貸し）農園を利用する方法

岡崎市（市民農園）

- ア 岡崎市及びあいち三河農業協同組合では、農地を所有しない方々を対象に、自家用野菜や花などの農作物を栽培するために必要な小規模の農地が借りられる市民農園を紹介しています。
- イ 借りられる区画が空いている場合には、開設者と個々に賃貸借契約を結びます。この際に農地法の許可は必要ありません。

幸田町（ふれあい（貸し）農園）

幸田町では、農地を所有しない方々を対象に、農作物の栽培を通じて農業のやりがいや大変さを実感することで農業への理解をより深めていただくことを目的に、小規模の農地が借りられるふれあい農園を紹介しています。

あいち三河農業協同組合 ふれあい農園（貸し農園）

岡崎市・幸田町に10か所(120区画)の家庭菜園用貸出圃場を設置しています。詳細は、企画指導課までお問合せ下さい。

3 お問い合わせ先

○ 岡崎市経済振興部農務課

岡崎市十王町二丁目9番地（岡崎市役所西庁舎地下1階）
TEL0564-23-6344

○ 岡崎市農業委員会事務局

岡崎市十王町二丁目9番地（岡崎市役所西庁舎地下1階）
TEL0564-23-6196・6296

- **幸田町環境経済部産業振興課**
幸田町大字菱池字元林1-1（幸田町役場 2 階）
TEL0564-63-5121
- **幸田町農業委員会事務局**
幸田町大字菱池字元林1-1（幸田町役場 2 階）
TEL0564-63-5121
- **あいち三河農業協同組合 企画指導課**
岡崎市坂左右町字葦ノ部18-1
TEL0564-55-2994

農業に関する研修

農業をやってみたいが知識や技術に不安がある方、野菜づくりは全く初めてという方、そのような方々が耕作に必要な知識や技術を習得できる相談窓口・研修制度を紹介します。

1 岡崎市経済振興部農務課・農業支援センター

(1) 岡崎市援農ボランティア

市内の高齢化等で労働力不足に悩む農家のもとで、農業に興味のある方が農作業ボランティアを行う岡崎市援農ボランティア事業を実施しています。

ボランティアを行いたい方は、まず事業に登録し、その後、受入農家と連絡を取り、実際に農作業を実施することになります。

実際の農家のもとで、農作業を手伝うことにより、農家の方から農業技術や知識等、実践的なノウハウを学ぶことができます。事業への登録は年間を通して可能となっており、詳しい事業内容、登録方法、受入農家の情報等は岡崎市農務課のホームページで確認できます。

(<http://www.city.okazaki.lg.jp/300/302/p018439.html>)

岡崎市経済振興部農務課
(岡崎市十王町二丁目9番地 TEL0564-23-6201)

(2) おかざき農業塾

市内在住の就農を目指す方で、露地野菜の基本的な栽培技術を学びたい方を対象に農業研修「おかざき農業塾」を開講しています。講師による講義や栽培実習で、施肥や病虫害防除、農業資材の使い方等の知識と技術を習得します。4月から2月までの毎週火・金曜日（秋冬は金曜日）に継続して参加できる方10名程度を毎年市政だより2/15号にて募集します。

(<http://www.city.okazaki.lg.jp/330/p018231.html>)

岡崎市農業支援センター
(岡崎市東阿知和町字乙カ116 TEL0564-46-4490)

2 あいち三河農業協同組合 企画指導課

(1) 市内・幸田町在住の農業初心者を対象に農業塾を開設しています。

土作り、野菜の栽培管理、病虫害の防除など基本的な知識・技術が習得できます。3月から2月までの毎週金曜日に通年参加ができる方20名を毎年市政だよりおかざき2月1日号及び広報こうた2月号にて募集しています。

(2) 農業塾卒業生を対象に、第2農業塾を開設しております。

実践的な野菜栽培より産直出荷を実施いたします、経営的なノウハウなど多岐にわたり学習することが出来る内容の塾です。毎週火曜日通年10名を募集します。

(3) **専業農家の研修**につきましても、希望があれば農家紹介いたします。

(いちご・夏秋なす・果樹農家) 期間は1年から2年と要望にお応えいたします。

(岡崎市坂左右町字葦ノ部18-1 TEL0564-55-2994)

3 愛知県西三河農林水産事務所 農業改良普及課

販売を目的とした農業に意欲的に取り組もうとする方などを対象に、関係機関・農業団体などと連携を取り、栽培技術の習得と農協生産出荷部会・直売組織への加入定着を支援しています。

(<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/nishimikawa-nourin/nishimikawa-syuunou.html>)

(岡崎駐在室：岡崎市美合町字並松1-2 TEL0564-53-1552)

4 愛知県立農業大学校 研修部

県内在住・在勤者の方を対象にさまざまな研修を行っています。新規就農を志す方への初心者向けの栽培知識・技術研修をはじめ、農業者向けの農業簿記や農業機械免許研修など幅広い研修を用意しています。詳細は愛知県立農業大学校ホームページで最新の募集情報が確認できます。

(<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/noudai/>)

(岡崎市美合町字並松1-2 TEL0564-51-1034)

(1) ニューファーマーズ研修

農業経営に必要な基礎的知識・技術を習得するための研修です。愛知県内で農業経営(農業所得概ね250万円以上)を目指す45歳未満の方を対象に、約10か月間、講義(農業大学校)、実習(自己ほ場または先進農家)を行います。毎年20名を募集(3月末締切)しています。

(研修部就農支援グループ 0564-51-1034)

(2) 雇用創出農業研修

岡崎高等技術専門校のカリキュラムで行う職業訓練です。新規農業経営開始及び農業生産法人等の就職を目指す離職者を対象に、約9か月間(960時間)、毎週、月曜日から金曜日まで農業大学校にて主に露地野菜の講義、実習を行います。毎年30名を募集(4月上旬締切)しています。

(愛知県岡崎高等技術専門校 0564-51-0775)

(研修部就農支援グループ 0564-51-1034)

(3) 農業者育成支援研修

就農に必要な基礎的な経営や栽培に関する知識・技術を修得するため、約8か月間、毎週、月・水・金曜日に農業大学校にて露地野菜栽培の実習と講義を行います。研修内容や募集に関する詳細は決定次第、農業大学校のホームページに掲載します（4月上旬予定）。

（研修部就農支援グループ 0564-51-1034）

(4) 農業機械研修

農業機械に関して大特免許やフォークリフト等の資格を取得したり、トラクター作業の方法を習得したりする実習、講義を行います。期間は1～4日間、定員は8～25名で、研修によって違います。

（研修部担い手支援グループ 0564-51-1034）



新規就農に関する支援制度

新たに必要な知識・技術の基礎を身につける就農準備期間から経営が不安定な就農直後までの間において様々な支援事業があります。どんな支援事業があるか紹介します。

1 農業次世代人材投資資金（国の制度）

(1) 準備型

農業技術の研修中に資金を交付します。

ア 対象者

農業大学の学生や先進農家等の研修生などで、国の定める要件を満たす者（就農予定時が45歳未満）

イ 交付額と交付期間

1年間150万円・最長2年間

（西三河農起業支援センター 0566-76-2400）

(2) 経営開始型

農業を始めて間もない時期に資金を交付します。

ア 対象者

就農5年後の経営目標を記載した青年等就農計画を作成し、岡崎市長・幸田町長の認定を受けた認定新規就農者で国の定める要件を満たす者

イ 交付額と交付期間

1年間最大150万円・最長5年間

（岡崎市役所農務課総務係 0564-23-6344）

（幸田町環境経済部産業振興課 0564-63-5121）

2 青年等就農資金（国の制度）

株式会社日本政策金融公庫では、新たに農業を始めようと考えている方のために、無利子の制度資金を設けています。

ア 対象者

青年等就農計画を作成し岡崎市長・幸田町長から認定を受けた者

イ 資金の条件

農業経営を開始するために必要な施設・機械の購入費、種苗・肥料農薬購入費、家畜購入費、借地料の一括支払いなどの資金が対象です。「青年等就農計画」の認定を受けた、認定新規就農者が対象です。青年等就農計画期間中に利用できます。

・貸付限度額 3,700万円

・償還（据置）期間 12（5）年以内

・利率 無利子

（西三河農起業支援センター 0566-76-2400）

（あいち三河農業協同組合営農課 0564-55-2994）

(岡崎市経済振興部農務課 0564-23-6344)
(幸田町環境経済部産業振興課 0564-63-5121)

3 初期投資費用補助

(1) 新規就農支援対策事業（岡崎市の制度）

新規就農に必要な初期投資費用について支援します。

ア 対象者

農業技術及び知識を有する非農家出身者

市内に住所を有し、市内において就農を開始してから2年以内の者

イ 対象経費

農業用施設・機械・器具等

作付け等に必要な種苗、肥料、資材等

ウ 補助金額

補助対象経費の1/2（上限25万円）

(岡崎市役所農務課総務係 0564-23-6344)

(2) 新規就農支援事業（幸田町の制度）

新規就農に必要な初期投資費用について支援します。

ア 対象者

町内に住所を有し、青年等就農計画を作成し幸田町長から認定を受けた者

イ 対象経費

農業用施設・機械・器具等

ウ 補助金額

補助対象経費の1/2以内（上限50万円）

(※国、県等の補助があるときは、当該補助の補助額を控除した事業費の1/2以内。)

(幸田町環境経済部産業振興課 0564-63-5121)

(3) 新規就農者営農支援事業（JAの制度）

新規就農に必要な初期投資費用について支援します。

ア 対象者

認定新規就農者かつ独立就農者

就農後3年以内、かつ18歳以上45歳未満である者

イ 対象経費

農業用費用

ウ 補助金額

1人あたり年間最大20万円（1人あたりの申請は3回まで）

(あいち三河農業協同組合企画指導課 0564-55-2994)

農業経営モデル

1 青年就農モデル

地域の他産業従事者と概ね同等の年間総労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後に農業で生計が成り立つことを想定した農業経営モデルを掲載します。

・モデルの前提条件

- (1) 目標とする農業所得は概ね250万円としています。
- (2) 年間総労働時間は概ね2,000時間としています。
- (3) 近年、岡崎市及び幸田町において非農家出身者による新規参入実績があるとともに、地域における受入支援や販売の体制が整っており、目標とする所得を達成し定着することができる見込みが高い営農類型を示しています。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
○ナス専作経営 (夏秋ナス) 平坦部地域 <従事者数> ・家族1.0人 ・給与受給者 (短時間)1.0人	<経営規模> 畑 30a <作付面積> ナス 30a	<資本装備> ・軽トラック 1台 ・作業場 50㎡ ・トラクター 1台 ・管理機 1台 ・動力噴霧器 1台 ・灌水装置 一式 ・刈り払い機 1台 ・防風ネット等設備 一式	・規模拡大を目指した経営分析の実施	・作業労力の分散 ・雇用の導入
	<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・省力機械の取得(中古を含む) ・基本的栽培技術習得、品質向上 ・適期作業の励行 ・鳥獣害対策の実施 ・農協共選共販体制に即した生産と販売		・購入苗(成苗)の利用 ・環境保全型技術の導入(IPM、土壌診断等) ・GAP手法の導入 ・収穫ピークに雇用導入	

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
○ミニトマト専作経営 平坦部地域 <従事者数> ・家族1.0人 ・給与受給者 (短時間)1.0人	<経営規模> 畑 10a <作付面積> ミニトマト 10a	<資本装備> ・鉄骨ビニールハウス 1,000㎡ ・作業場 50㎡ ・軽トラック 1台 ・トラクター 1台 ・管理機 1台 ・温風暖房機 1台 ・ミニトマト選果機 1台 ・動力噴霧器 1台	・経営分析の実施	・作業労力の分散 ・雇用の導入
	<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・栽培施設の取得(中古を含む) ・基本的栽培技術習得、品質向上 ・適期作業の励行 ・連作障害対策の実施 ・農協共選共販体制に即した生産と販売		・促成期作 ・購入苗(成苗)、選果機の利用 ・2本立て栽培による育苗費の削減 ・収穫ピークに雇用導入	

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
○イチゴ専作経営 平坦部地域 <従事者数> ・家族 1.0 人 ・給与受給者 (短時間) 2.0 人	<経営規模> 畑 18.5 a <作付面積> イチゴ 16 a	<資本装備> ・鉄骨ビニールハウス 1,600 m ² ・育苗ハウス 250 m ² ・作業場 20 m ² ・空中採苗システム 250 m ² ・温風暖房機 1 台 ・予冷库 1 台 ・動力噴霧器 1 台 ・軽トラック 1 台	・規模拡大を目指した経営分析の実施	・作業労力の分散 ・雇用の導入
	<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・省力機械の取得 (中古を含む) ・基本的栽培技術習得、品質向上 ・適期作業の励行 ・連作障害対策の実施		・農協共販体制に即した生産と販売 ・収穫ピークに雇用導入	

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
○イチジク主体経営 (補完露地野菜) 平坦部地域 <従事者数> ・家族 1.0 人 ・給与受給者 (短時間) 1.0 人	<経営規模> 畑 50 a <作付面積> イチジク 30 a スイートコーン 20 a ニンジン 20 a	<資本装備> ・雨よけハウス 30 a ・かん水施設 30 a ・作業場 100 m ² ・収穫台車 1 台 ・トラクター 1 台 ・トラック 1 台 ・動力噴霧器 1 台	・規模拡大を目指した経営分析の実施	・作業労力の分散 ・雇用の導入
	<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・施設栽培を目指した施設の取得 (中古を含む) ・基本的栽培技術習得、品質向上 ・適期作業の励行 ・連作障害対策の実施 ・農協共販体制に即した生産と販売		・イチジクは簡易雨よけ施設栽培、農協共同出荷 ・野菜は農協出荷、共販組織がない場合は直売所で販売	



2 定年帰農モデル

定年退職を機に販売を目的とした農業に意欲的に取り組もうとする方を想定した農業経営モデルを掲載します。

・モデルの前提条件

- (1) 生活費のベースは年金として、農業所得は100万円としています。
- (2) 労働力は2人とし、年間総労働時間は1,800時間（週35時間）までとしています。
- (3) 経営に必要な施設・機械類は、中古取得、賃借などとしておりますので、すべて新規取得する場合はコストアップとなり所得は減ります。
- (4) 果樹は、成木になるまで5～6年かかりますので、既存の園地（自己所有、賃借）での栽培としています。
- (5) 生産物の単位収量や単価は地域の平均レベルとしていますので、栽培技術の習熟度によって増減します。

	経営類型 経営耕地面積	適応地域	生産方式など	上段：収入 中段：経営費 下段：所得	施設・機械類
野菜	夏秋ナス 10a	平坦部	露地栽培 定植4月下 収穫5月下～11月	1,980,000 980,000 1,000,000	管理機、軽トラック、 噴霧器、防風ネット
	夏秋トマト 10a	三河山間部	ハウス栽培 定植5月 収穫6月下～11月上	3,000,000 2,000,000 1,000,000	ビニルハウス、軽トラ ック、管理機、動力噴 霧器
	夏秋ミニトマト 10a	三河山間部	ハウス栽培 定植4月 収穫6月上～11月上	3,575,000 2,575,000 1,000,000	ビニルハウス、軽トラ ック、管理機、動力噴 霧器、選果機
	野菜直売 20a	平坦部	露地栽培 少量他品目栽培、収穫周 年	2,602,000 1,602,000 1,000,000	耕耘機、軽トラック
果樹	イチジク 15a	平坦部	露地栽培 収穫8月～10月	2,227,500 1,227,500 1,000,000	軽トラック、噴霧器、 管理機
	ナシ 35a	平坦部	露地栽培 収穫8月上～10月中	3,780,000 2,780,000 1,000,000	トラクター、軽トラッ ク、噴霧器、果樹棚
	ブドウ（巨峰） 35a	平坦部	露地栽培 収穫8月上～9月中	2,866,500 1,866,500 1,000,000	トラクター、軽トラッ ク、噴霧器、果樹棚
	モモ 30a	平坦部	露地栽培 収穫6月下～7月下	3,037,500 2,037,500 1,000,000	トラクター、軽トラッ ク、噴霧器
花き	小ギク 20a	三河山間部	露地栽培 収穫6月下～9月中	2,100,000 1,100,000 1,000,000	軽トラック、耕耘機、 噴霧器
畜産	和牛繁殖経営	三河山間部	繁殖牛5頭 (子牛5頭を販売)	2,250,000 1,250,000 1,000,000	繁殖牛、軽トラック
	採卵鶏経営	平坦部	平飼い養鶏1,000羽 (卵直売)	5,950,000 4,950,000 1,000,000	成鶏舎用ビニルハウ ス、軽トラック、ワゴ ン車

農産物の販売

農業を始めようとする方にとって、農産物の販売方法も気になるところです。栽培する作物によってさまざまな生産者団体があります。お気軽にご相談ください。

1 産直施設について

農産物の産直施設として、岡崎市には「おかざき農遊館」、「ふれあいドーム岡崎」や「道の駅藤川宿」、幸田町には「幸田憩の農園」、「道の駅筆柿の里・幸田」などがあります。各施設の産直部会に加入することで農産物の販売をすることができます。詳しくは各施設又はあいち三河農業協同組合産直課までご相談ください。

2 各種生産部会について

あいち三河農業協同組合営農課では本格的な農業経営を始める方を対象に、各種生産部会への加入や出荷施設などのご相談にお答えしています。

3 お問い合わせ先

○ おかざき農遊館

岡崎市東阿知和町字乗越12 TEL0564-46-4700

(<http://www.city.okazaki.lg.jp/1200/1211/1249/p003245.html>)

○ ふれあいドーム岡崎

岡崎市下青野町字天神77 TEL0564-43-0123

(<http://www.city.okazaki.lg.jp/1200/1211/1249/p003246.html>)

○ 道の駅藤川宿

岡崎市藤川町字東沖田44 TEL0564-66-6031

(<http://www.fujikawa37.com/>)

○ 幸田憩の農園

幸田町大字大草字上六條22-1 TEL0564-62-4339

(<http://www.chu.aichi-ja.or.jp/shop/shop-142.html>)

○ 道の駅筆柿の里・幸田

幸田町大字須美字東山 17-5 TEL0564-63-5171

(<http://www.fudegaki-sato.com/>)

○ あいち三河農業協同組合

岡崎市坂左右町字葦ノ部18-1

産直課 TEL0564-62-4339 (憩の農園)

営農課 TEL0564-55-2994

(<http://www.ja-aichimikawa.or.jp/>)





H30

岡崎市経済振興部農務課

岡崎市十王町二丁目9番地（岡崎市役所西庁舎地下1階）

TEL0564-23-6344

（<http://www.city.okazaki.lg.jp/>）

幸田町環境経済部産業振興課

幸田町大字菱池字元林1-1（幸田町役場2階）

TEL0564-63-5121

（<http://www.town.kota.lg.jp/>）